

大洗研究開発センター原子力事業者防災業務計画の修正（案）について

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第 7 条第 1 項に基づき、日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターの原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

2. 主な修正の内容

(1) 「読み替え表」として提出した事項について修正

- ・ 「第 1 章 第 1 節 2. 通報連絡、3. 情報の収集と提供」、「別図-2(1) 大洗研究開発センター外通報連絡系統」に、「茨城地方放射線モニタリング対策官」を通報連絡先に追加。（新旧 11, 12, 21 頁）

(2) 原子力防災管理者代行順位の修正

- ・ 原子力防災管理者代行順位において、複数人いる副所長の記載を明確化するため「別表-3 原子力防災管理者代行順位」を修正。（新旧 28 頁）

(3) 機構対策本部体制の改正に伴う修正

- ・ 「別図-1(2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織」を修正（新旧 20 頁）

(4) 現場指揮所の修正

- ・ 情報センターの運用停止により、「別図-5 緊急時対策所（現地対策本部）及び現場指揮」から情報センターを削除（新旧 25 頁）

(5) その他、誤記の修正等、所要の見直し

3. 原子力事業者防災業務計画の修正スケジュール予定

- | | |
|------|--|
| 1/13 | 60 日協議申し込み予定（茨城 3 拠点合同） |
| 3/14 | 60 日協議終了予定（茨城 3 拠点合同） |
| 3/24 | 規制庁、茨城県、立地自治体へ防災業務計画届出及びプレス発表予定
（茨城 3 拠点合同） |

以上